

住宅宿泊事業からの暴力団排除の推進に係る承諾書

奈良市長 様

届出者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

年 月 日現在

住宅宿泊事業を営む旨の届出又は届け出た事項の変更に係る届出における確認を行う場合その他必要がある場合において、暴力団排除条項該当性の有無を確認するため、本様式に記載された情報を奈良県警察本部に照会することについて承諾します。

【届出者（法人）の役員の情報】

氏 名	氏名のカナ	生年月日 (和暦)	性別	住 所

※ 不足する場合は、コピーして記載願います。

※ 任意の様式も可とします。

(参考)

○ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）（抄）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者